



発行 東京都

目次

105

告示

○平成三十年度東京都人事行政の運営等の状況の公表………（総務局人事課）…

告示

●東京都告示第千五百五号

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年東京都条例第八号）第六条の規定により、平成三十年度東京都人事行政の運営等の状況を公表する。

平成三十年十一月一日

東京都知事 小池百合子

1 人事行政の運営の状況

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用者数及び退職者数の状況（平成29年度）

区分	採用者数	退職者数				計
		定年退職	勤奨退職	普通退職	その他	
知事部局	1,638人	358人	102人	594人	45人	1,099人
行政委員会等	34人	19人	1人	3人	2人	25人
交通局	260人	105人	26人	27人	9人	167人
水道局	201人	91人	4人	13人	1人	109人
下水道局	193人	56人	3人	18人	1人	78人
教育庁（学校）	3,032人	1,703人	349人	811人	53人	2,916人
警視庁	2,105人	912人	69人	477人	38人	1,496人
東京消防庁	582人	312人	62人	122人	16人	512人
合計	8,045人	3,536人	616人	2,065人	165人	6,402人

（注）1 知事部局には、労働委員会事務局及び収用委員会事務局を含む（以下同じ。）。

2 行政委員会等とは、議会局、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び港区漁業調整委員会事務局をいう（以下同じ。）。

3 採用者数は、競争試験及び選考による採用者の計である。

なお、28年度中に実施した、29年度に向けた前倒し採用者を含む。

4 退職者数のその他の区分は、任期満了に伴う退職者、死亡退職者及び分限又は懲戒処分による免職者の計である。

2 昇任試験及び昇任選考の実施状況（平成29年度）

（1）人事委員会又は人事委員会の権限委任により任命権者が実施する昇任試験及び昇任選考  
「II 人事委員会の業務の状況」第1に記載されておりとおります。

（2）教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により教育長が実施する昇任選考  
ア 東京都公立学校主任教諭選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	2,155人	911人	2.4倍
中学校	588人	486人	1.2倍
高等学校	568人	289人	2.0倍
特別支援学校	173人	154人	1.1倍
合計	3,484人	1,840人	1.9倍

イ 東京都公立学校4級職（主幹教諭・指導教諭）選考

区分	受験者数a	合格者数b	倍率a/b
小学校	136人	105人	1.3倍
中学校	50人	29人	1.7倍
高等学校	32人	25人	1.3倍
特別支援学校	31人	25人	1.2倍
小計	249人	184人	1.4倍
小学校	282人	276人	1.0倍
中学校	132人	131人	1.0倍
高等学校	82人	79人	1.0倍
特別支援学校	37人	37人	1.0倍
小計	533人	523人	1.0倍
合計	782人	707人	1.1倍

ウ 東京都公立学校教育管理職選考

区分	受験者数a	合格者数b	倍率a/b
A選考	120人	104人	1.2倍
小学校	224人	210人	1.1倍
中学校	64人	60人	1.1倍
高等学校	42人	36人	1.2倍
特別支援学校	25人	22人	1.1倍
小計	355人	328人	1.1倍
小学校	33人	30人	1.1倍
中学校	18人	17人	1.1倍
高等学校	5人	4人	1.3倍
特別支援学校	4人	4人	1.0倍
小計	60人	55人	1.1倍
合計	535人	487人	1.1倍

エ 東京都公立学校校長候補者選考

区分	受験者数a	合格者数b	倍率a/b
小学校	599人	143人	4.2倍
中学校	306人	70人	4.4倍
高等学校	112人	30人	3.7倍
特別支援学校	56人	10人	5.6倍
合計	1,073人	253人	4.2倍

3 職員数の状況

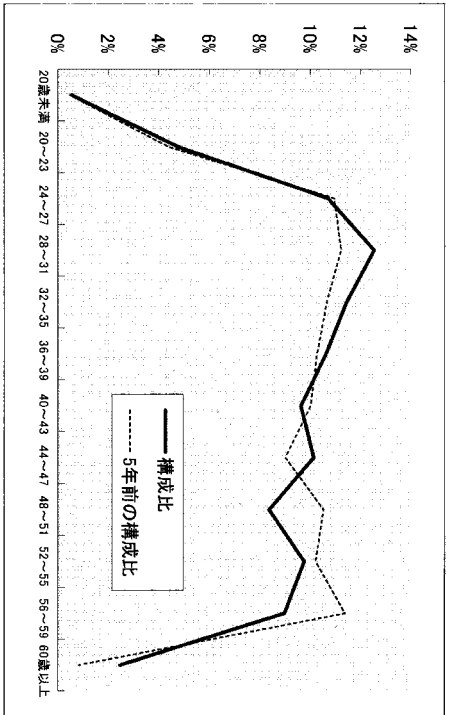
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成30年	平成29年		
空	148人	149人	△1人	
議	3,728人	3,395人	333人	増加理由：2020年オリンピック・パラリンピック大会の開催準備、児童相談所の体制強化
税	3,037人	3,009人	28人	
務	686人	678人	8人	
農	634人	624人	10人	
林	527人	501人	23人	
水	4,975人	4,926人	49人	減少理由：就業構造基本調査等の終了
商	2,871人	2,871人	0人	
工	2,815人	2,829人	△14人	
生	19,421人	18,985人	436人	（参考：人口10万人当たり職員数142.10人）
計	65,585人	65,182人	403人	
警	47,811人	47,223人	588人	学級数及び児童・生徒数の増等
消	18,861人	18,657人	204人	
防	151,678人	150,047人	1,631人	（参考：人口10万人当たり職員数1109.77人）
小	7,281人	7,307人	△26人	増加理由：業務執行体制の強化等
院	6,530人	6,531人	△1人	
交	3,660人	3,643人	17人	減少理由：看護体制の見直し等
道	2,487人	2,449人	38人	
下	881人	938人	△57人	
水	20,839人	20,868人	△29人	
道	172,517人	170,915人	1,602人	（参考：人口10万人当たり職員数1262.24人）
その他	168,106人	167,577人	529人	
小				
計				

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保持する依職者、派遣職員等を含み、再任用短時間勤務職員、臨時職員及び非常勤職員を除く。

2 [ ]内は、条約定数の合計であり、再任用短時間勤務職員を含み、依職者、派遣職員、臨時職員、非常勤職員等を除く。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)



区分	職員数(人)
20歳未満	941
20歳～23歳	8,251
24歳～27歳	18,473
28歳～31歳	21,680
32歳～35歳	19,761
36歳～39歳	18,312
40歳～43歳	16,603
44歳～47歳	17,509
48歳～51歳	14,425
52歳～55歳	16,831
56歳～59歳	15,479
60歳以上	4,256
計	172,517

第2 職員の人事評価の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第1項で「職員の職務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。」、第23条の3で「任命権者は、前条第1項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定しています。東京都では、東京都職員の人事評価に関する規程(平成14年東京都副令第1号)等に基づき、任命権者ごとに人事評価を実施しています。評定結果等は、各種昇任選考や昇給、勤奨手当、人材育成、配置管理等に幅広く活用しており、制度の見直しも適宜行っています。知事部における人事考課制度の概要は、次のとおりです。

対象職員	制度の概要																						
一般職員	<p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己申告制度、業績評価制度、人材情報により構成</li> <li>○ 課長が絶対評価を実施、部長は調整者として位置付け</li> <li>○ 業績とプロセスによる評定</li> <li>○ 全職員に求められる能力・姿勢をプロセス評定の評定要素として設定</li> <li>○ 希望者全員～第一次評定結果を開示、評定結果に係る苦情相談制度を整備</li> </ul> <p>《評定方法及び評定方法》</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>調整者</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> <td>人事主管部長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>4段階絶対評価</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>《評定要素》</p> <table border="1"> <tr> <td>業績評定</td> <td>プロセス評定</td> </tr> <tr> <td>○ 仕事の成果</td> <td>○ 職務遂行力(一般職)</td> <td>○ 取組姿勢</td> </tr> </table> <p>(注) 1 監督職とは、課長代理、総括技能長、技能長及び組長技能長をいう。 2 一般職とは、主任、技能主任、主事及び技能主事をいう。</p>	第一次評定	調整者	最終評定	評定者及び調整者	課長	部長	人事主管部長	評定方法	4段階絶対評価	5段階相対評価	業績評定	プロセス評定	○ 仕事の成果	○ 職務遂行力(一般職)	○ 取組姿勢							
第一次評定	調整者	最終評定																					
評定者及び調整者	課長	部長	人事主管部長																				
評定方法	4段階絶対評価	5段階相対評価																					
業績評定	プロセス評定																						
○ 仕事の成果	○ 職務遂行力(一般職)	○ 取組姿勢																					
管理職及び管理職候補者	<p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己申告制度、職務記録制度、人材情報により構成</li> <li>○ 業績と能力の両要素を考慮した総合評価の実施</li> <li>○ 選考種別等に応じた能力評価項目の設定</li> <li>○ 育成すべき能力を明確化し、人材育成に活用</li> <li>○ 評定結果の本人開示の実施</li> </ul> <p>《評定者及び評定方法》</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者</td> <td>部長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>5段階絶対評価</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>●管理職候補者</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>調整者</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>5段階絶対評価</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>(注) 調整者が部長級の場合は、第一次評定についても局長が評定</p> <p>《評定要素(一般行政系の例)》</p> <table border="1"> <tr> <td>業績評価</td> <td>能力評価</td> </tr> <tr> <td>職務の実績</td> <td>職務遂行過程において発揮された能力(課題設定力・実行力・組織運営力)</td> </tr> </table>	第一次評定	最終評定	評定者	部長	局長	評定方法	5段階絶対評価	5段階相対評価	第一次評定	調整者	最終評定	評定者及び調整者	課長	部長	局長	評定方法	5段階絶対評価	5段階相対評価	業績評価	能力評価	職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力(課題設定力・実行力・組織運営力)
第一次評定	最終評定																						
評定者	部長	局長																					
評定方法	5段階絶対評価	5段階相対評価																					
第一次評定	調整者	最終評定																					
評定者及び調整者	課長	部長	局長																				
評定方法	5段階絶対評価	5段階相対評価																					
業績評価	能力評価																						
職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力(課題設定力・実行力・組織運営力)																						

第3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日現在)	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	(参考) 28年度の 人件費率 %
29年度	13,637,348 人	6,827,470,963 千円	327,812,873 千円	1,528,612,094 千円	22.4 %	22.6 %

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

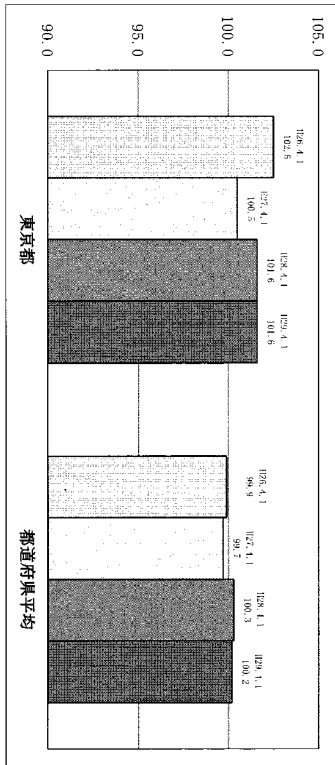
区分	職員数 A 人	給与			計 B 千円	人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均・人当たり 給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円			
29年度	150,047	587,680,474	265,649,431	275,990,994	1,129,300,899	7,526 千円	7,171 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

3 都道府県平均は、平成28年度地方財政状況調査によるものである。

(3) ラスバイス指数の状況(平成29年4月1日現在)



(注) ラスバイス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】  
都職員の給与は、毎年、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査して行う勧告に基づき、都議会の審議を経て案例により決定されており、都内の民間企業の給与水準を適正に反映する仕組みとなっている。  
平成29年度賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によれば、全国を100とした場合に、都内民間企業の賃金水準は123.6となり都道府県でも高い水準にある。  
都においては、今後とも引き続き、人事委員会勧告に基づき、適正な給与水準を保っていく。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %
30年度	401,083	400,975	108 (0.03%)	—

(注) 1 「民間給与」、 「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスバイス比較した平均給与月額である。

2 月例給については、初任給の引上げ改定を平成31年4月1日から実施との勧告であるため、平成30年度分の「勧告(改定率)」は改定なしと表記している。

イ 特別給

区分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月額 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月
30年度	4.61	4.50	0.11	0.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた費与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について(平成27年4月実施)

ア 給料表の見直し

地域手当を20%に引き上げること踏まえ、民間給与水準との均衡を図る観点から、給料月額を平均1.7%引上げ

イ 地域手当の見直し

区部・多摩地域について、国が定める1級地の制度完成時の支給割合と同様とするため、18%から20%への引上げを実施

ウ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様の見直しを実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況  
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額等の状況 (平成30年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	41.5歳	314,490円	444,592円	395,638円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
都道府県平均	43.1歳	328,772円	414,485円	371,274円

イ 技能労務職

区分	公務員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
東京都	49.7歳	1,418人	292,009円	391,826円
	52.6歳	23人	350,370円	486,909円
うち清掃職員	52.1歳	514人	271,863円	353,918円
うち用務員	51.6歳	41人	301,695円	440,427円
うち自動車運転手	51.8歳	33人	320,164円	465,333円
うち守衛	40.8歳	46人	246,957円	319,500円
うち電話交換手	50.6歳	2,722人	286,833円	—
都道府県平均	52.5歳	231人	326,437円	382,344円

区分	民間			参考 A/B
	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
東京都	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理従事員	45.7歳	293,000円	1.66
うち用務員	用務員	55.1歳	207,300円	1.71
うち自動車運転手	自家用自動車運転者	59.1歳	278,800円	1.58
うち守衛	守衛	60.7歳	265,800円	1.75
うち電話交換手	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東京都	—	—	—
うち清掃職員	7,779,513円	4,023,000円	1.93
うち用務員	5,684,458円	2,818,600円	2.02
うち自動車運転手	6,862,529円	3,498,800円	1.96
うち守衛	7,391,794円	3,517,100円	2.10
うち電話交換手	5,053,280円	—	—

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成26年から28年までの3年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	45.2歳	358,364円	463,702円
都道府県平均	44.8歳	377,225円	440,594円

エ 小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	40.5歳	339,718円	439,954円
都道府県平均	43.3歳	363,803円	420,442円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	38.8歳	317,801円	490,786円	397,695円
国	41.2歳	315,864円	—	371,729円
都道府県平均	38.4歳	320,446円	486,343円	368,063円

(注) 1 「平均年齢」は、10進法で小数第1位までを表している。

2 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当(時間外勤務手当)などの諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外

勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。  
 4 国・都道府県における「平均年齢」、 「平均給与月額」は、平成29年国家公務員給与等実態調査及び平成29年地方公務員給与実態調査によるものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分	東京都	国
一般行政職	大学卒 182,700円	総合職183,700円 一般職179,200円
	高校卒 144,600円	147,100円
技能労務職	高校卒 142,000円	144,500円
	中学校卒 —	136,500円
教育職	大学卒 196,300円	—
	短大卒 179,400円	—
警察職	大学卒 210,100円	総合職211,000円 一般職208,000円
	高校卒 177,300円	169,500円

(注) この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給される。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 279,640円	366,945円	390,401円	422,467円	
	高校卒 224,686円	317,069円	345,396円	383,635円	
技能労務職	高校卒 226,233円	296,710円	310,715円	324,133円	
	中学校卒 —	—	—	326,400円	
高等学校	大学卒 302,701円	400,719円	419,225円	430,391円	
	短大卒 285,667円	381,100円	377,450円	419,022円	
小・中学校	大学卒 301,702円	402,043円	422,815円	438,062円	
	短大卒 281,613円	383,609円	400,785円	425,794円	
警察職	大学卒 287,724円	376,456円	391,654円	417,214円	
	高校卒 255,195円	342,628円	377,562円	397,228円	

(注) 諸手当は含まれていない。

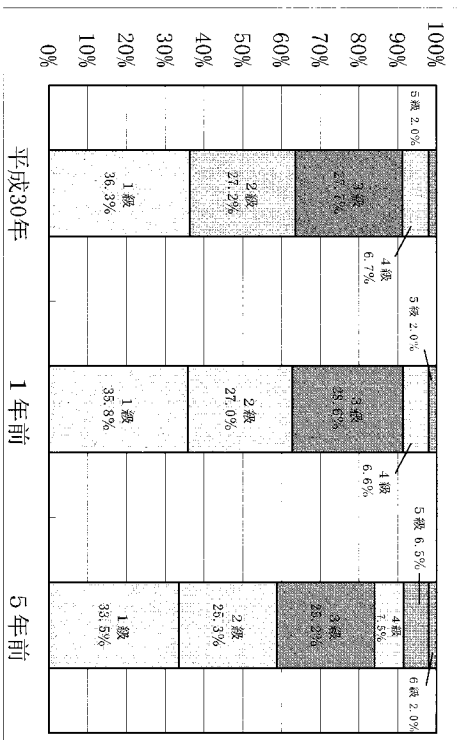
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長	430人	2.0%	491,000円	526,700円
4級	課長	1,422人	6.7%	284,000円	455,000円
3級	課長代理	5,867人	27.7%	224,800円	415,100円
2級	主任	5,743人	27.2%	198,500円	362,500円
1級	主事	7,686人	36.3%	140,300円	324,300円

(注) 1 東京都の職員の給与に関する条例に基づき行政職給料表(→)の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成27年4月1日に6級制から5級制に変更（旧給料表の3級及び4級を廃止し、新たな3級を設置）している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評価の実施状況  
 地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日  
 を評定基準日として人事評価を実施している(内容の詳細については、東京都職員の人事考課に關する  
 規程を参照)。年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和  
 61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。

2 昇給への勤務成績の反映状況  
 管理職については、業績・能力総合評価の結果に基づき昇給区分(昇給なし～6号昇給(前年度末  
 55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給))を決定した。  
 一般職員については、勤務成績に基づき昇給区分(昇給なし～6号昇給(前年度末59歳以上の職員  
 については昇給なし～2号昇給))を決定した。  
 平成30年4月1日の昇給において、一般行政職(知事部局)の職員数12,192名中、上京区分(5  
 号昇給～6号昇給(前年度末55歳以上の職員については1号昇給～2号昇給))に決定された職員は  
 3,406名(27.9%)であった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東京都		国	
1人当たり平均支給額(29年度)	千円	—	—
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.90 月分	2.60 月分	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算 3～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評価の実施状況  
 地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日  
 を評定基準日として人事評価を実施している(内容の詳細については、東京都職員の人事考課に關する  
 規程を参照)。年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和  
 61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。

2 勤勉手当への勤務成績の反映状況  
 部では、業績・能力・業績士義の徹底を図る観点から、若手職員、再任用職員、教員及び現業系職員も含  
 め全での職員に成績率を適用している。  
 管理職(再任用職員を除く。)については、業績・能力総合評価の結果に基づき、成績率の段階  
 (前長級は5段階、課長級は6段階)を決定している。一般職員については、業績評価の結果に基づき、  
 成績率の段階(課長代理級は4段階、それ以外の一般職員については3段階)を決定している。  
 平成29年12月の成績率は、部長級は10000分の18000から10000分の0の範囲内、課長級は10000  
 分の18000から10000分の0の範囲内、課長代理級は10000分の15800から10000分の8900の範囲内、  
 課長代理級以外の一般職員は10000分の15000から10000分の9000の範囲内で決定している。

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

(支給率)	東 京 都		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続2.0年	23.00月分	23.00月分	勤続2.0年	19.685月分
勤続2.5年	30.50月分	30.50月分	勤続2.5年	28.0385月分
勤続3.5年	43.00月分	43.00月分	勤続3.5年	39.7575月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	47.709月分
その他の加算措置		その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 1,941千円		21,624千円		

(注) 1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した全職制に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (29年度普通会計決算)		121,390,149 千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額 (29年度普通会計決算)		803,328 円	
支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)
特別区、医師、歯科医師	108,898 人		20 %
武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市	12,694 人		16 %
八王子市、青梅市、府中市、昭島市、小倉井市、栗村山形、国立市、雑生市、稲城市、西東京市	18,689 人	20 %	15 %
立川市、東大和市	4,156 人		12 %
三鷹市、あきる野市	2,167 人		10 %
東久留米市、羽村市	1,261 人		6 %
武蔵村山市	576 人		3 %
瑞穂町、日の出町、柳原村、奥多摩町	537 人		0 %
狹ヶ浦市	95 人		16 %
藤沢市	4 人		12 %
市原市	33 人	12 %	10 %
八街市	5 人		3 %
鴨川市、館山市、網走町	67 人		0 %
島上地域	1,339 人	0 %	0 %
平均支給率		19.8 %	18.2 %

(注) 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (29年度普通会計決算)		9,427,404 千円		
支給職員 1人当たり平均支給年額 (29年度普通会計決算)		160,543 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		38.9 %		
手当の種類 (手当数)		37 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 29年度決算	左記職員に対する 支給単価
死体取扱・解剖等業務 手当、死体処理手当	知事部局職員、警視庁職員	死体解剖等の業務	277,177 千円	日額 200~610 円、1 体 190~3,200 円
危険現場等作業手当、 高所危険手当、高所手 当	知事部局職員、教育庁 職員、警視庁職員	潜水作業、高所作業等	1,841 千円	日額 100~940 円、1 台 150~300 円
防疫等業務手当	知事部局職員	感染症・結核患者の治 療・看護等の業務	1,565 千円	日額・1 勤務 210~720 円
精神科重症医療診療等 業務手当	知事部局職員	精神科救急業務、措置 入院に關する業務等	2,302 千円	日額 170~500 円、1 回 720~1,420 円
と畜解体作業等業務 手当	知事部局職員	と畜解体・と畜検査業 務等	23,595 千円	日額 530~2,720 円
放射線・有害物取扱 業務手当、放射線業務 従事手当、放射線取扱 手当、有害薬品取扱手 当	知事部局職員、学校職 員、警視庁職員	放射線の機作業務等	7,483 千円	日額・1 勤務 180~390 円
船員勤務手当	知事部局職員、教育庁 職員、学校職員	船員法の適用を受け る職員の乗船勤務	15,383 千円	日額 1,740~2,880 円
取替・折衝等業務手当	知事部局職員	取替業務、折衝業務等	6,520 千円	日額 190~270 円
税務事務特別手当	知事部局職員	都税の課税徴収の事 務	299,353 千円	日額 360~640 円
職業訓練指導員手当	知事部局職員	職業訓練業務	23,621 千円	日額 660 円
交番制勤務者等業務 手当、深夜特殊業務手 当、夜間緊急招集手 当	知事部局職員、教育庁 職員、学校職員、警視 庁職員、東京消防庁職 員	深夜交替制勤務等の 業務	2,383,720 千円	日額・1 勤務 410~ 3,900 円、1 回 650~ 10,000 円
福祉等業務手当	知事部局職員	入所者の保育・介護等 の業務	5,047 千円	日額・1 勤務 200~ 1,090 円
小笠原業務手当	知事部局職員、教育庁 職員、学校職員、警視 庁職員	小笠原に所在する部 局の業務	19,022 千円	日額 300~700 円



指導医療業務手当	知事部局職員	東京医師アカデミーの研修計画に基づく指導業務	211千円	日額4,500円
産科医療業務手当	知事部局職員	分へのに係る業務等	—	1回 10,000～20,000円
救急医療業務手当	知事部局職員	救急医療に係る業務	—	1勤務20,000円
特定看護分野従事手当	知事部局職員	医療安全対策、感染管理その他特定の看護分野に係る業務	1,341千円	日額750～2,700円
分への介助業務手当	知事部局職員	分への介助業務	—	1回3,000円
新生児担当区業務手当	知事部局職員	新生児特定集中治療室(NICU)入院する新生児に対する診療業務	—	新生児1人 10,000円
夜間定時制教育勤務手当	教育庁職員、学校職員	定時制課程を置く高等学校における夜間の勤務	1,836千円	日額520円
夜間学級通信教育勤務手当	学校職員	中学校における夜間学級、通信教育の業務	20,296千円	日額710～980円
特別支援学校養護業務手当	学校職員	特別支援学校における看護業務等	1,552千円	日額200円
教員特殊業務手当	学校職員	非常災害時の緊急業務等	2,479,566千円	日額1,700～6,400円
捜査等業務手当	警視庁職員	暴力団、国際犯罪組織等の捜査、取締り等	1,102,576千円	日額200～3,000円、1件310～410円
交通整理取締手当	警視庁職員	交通の整理、交通関係法令違反の取締り	94,252千円	日額300～510円
看守手当	警視庁職員	留置施設及び留置者の管理等	130,218千円	日額370円
警ら手当	警視庁職員	交番その他の派出所における業務等	986,959千円	日額300～500円
爆発物等処理手当	警視庁職員	爆発物の識別、解体の業務等	23,528千円	1件5,400円、日額250～5,500円
特別救助手当、救出救助手当	警視庁職員、東京消防団職員	自然災害等における救助・救助、国際緊急援助活動等	51,884千円	1回460～840円、日額260～8,000円

警制手当	東京消防庁職員	消防部隊の運用等の指令管理業務	10,360千円	日額200円
航空作業手当、ヘリコプター従事手当	警視庁職員、東京消防庁職員	航空機への搭乗、整備等の業務	106,606千円	日額640～1,230円、1時間400～8120円
検査手当	警視庁職員	理化学、法医学等による検査又は鑑定業務	6,583千円	日額350円
出動手当	東京消防庁職員	消防活動等の業務	420,192千円	1回220～900円、日額2,600～5,500円
救急手当	東京消防庁職員	傷病者の搬送、救急処置等の業務	853,610千円	1回200～500円
火災調査手当	東京消防庁職員	火災及び爆発の原因等の調査	7,808千円	日額330円
査察業務手当	東京消防庁職員	火災予防のための高層の検査等の業務	40,451千円	日額300円
高所活動危険手当	東京消防庁職員	はしご等を活用する高所での消防活動等	16,146千円	日額220円

(5) 超過勤務手当(時間外勤務手当)

支給実績(29年度普通会計決算)	52,070,658千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度普通会計決算)	344千円
支給実績(28年度普通会計決算)	53,434,126千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度普通会計決算)	355千円

(6) その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との相違	国の制度と異なる内容	支給実績(29年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度普通会計決算)
扶養手当	【内容】親族を有する職員に支給(支給額) (1) 子 9,000円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円) (2) 子以外の扶養親族 6,000円(課長級は3,000円)	異なる	【国】 (1) 子 10,000円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は15,000円) (2) 子以外の扶養親族 6,500円	13,542,387千円	221,944円



管理職 特別勤務手当	【内容】 指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、適休日又は休日に勤務した場合に支給 【支給率】 (1)4,000円～18,000円(勤務時間が6時間超が6,000円) (2)2,000円～6,000円	支給率 【国】 (1)6,000円～18,000円(勤務時間が6時間超の場合)は、9,000円 (2)3,000円～6,000円	284,446千円	371,339円
夜勤手当	【内容】 正夜の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することとなった職員が勤務した場合に支給 【支給率】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	—	6,777,636千円	145,332円
休日給	【内容】 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することとなった職員が勤務した場合に支給 【支給率】 勤務1時間当たりの給料等の額×139/100	—	21,696,120千円	1,234,980円
寒冷地手当	【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給 (11～3月のみ)	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	給料月額等	(1期の手当額)	(支給時期)
知事	728,000円 (1,456,000円)	3,494万円	任期ごと
副知事	1,189,000円	2,283万円	任期ごと
教育長	1,107,000円	1,036万円	任期ごと
長	1,016,800円 (1,271,000円)	3,40月分	
副長	917,600円 (1,147,000円)	3,40月分	
員	817,600円 (1,022,000円)	3,40月分	
副員		3,40月分	
知事		3,40月分	
副知事		3,40月分	
教育長		3,40月分	
長		3,40月分	
副長		3,40月分	
員		3,40月分	
副員		3,40月分	

(注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「東京都特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。

2 知事、副知事及び教育長には、地域手当を一般職員と同様に支給している。

3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(知事及び副知事は4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の一部改正により、平成27年4月1日より教育委員長と教育長が一本化されたことに伴い、教育長は一般職から特別職に位置付けられた。

5 知事、議長、副議長及び議員は、特別条例により、給料・報酬等を減額している。  
( )内は、減額前の月額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 交通事業

ア 職員給与費の状況

(イ) 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める	
				職員給与費比率 B/A %	(参考) 29年度の総費用に占める 職員給与費比率 %
29年度	56,023,514	1,014,294	27,699,665	49.4	53.4

区分	職員数 A 人	給与			1人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円		
29年度	3,041	10,254,607	6,645,606	4,729,702	21,629,915	7,113
						7,677

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。  
 3 都道府県平均は、平成28年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	48.0歳	358,898円	606,863円
団体平均	45.9歳	362,757円	608,697円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均は、平成28年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業(高速鉄道事業を含む。)の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

(ウ) うちバス事業(運転手)

区分	公務員			平均月収額 (A)
	平均年齢	職員数	基本給	
東京都	48.3歳	1,935人	341,202円	583,181円
団体平均	48.5歳	1,087人	339,604円	577,841円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
東京都	営業用バス運転者	47.0歳	412,200円	1.41
団体平均	—	—	—	—

参考

区分	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東京都	6,938,168円	4,946,800円	1.41

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成26年から28年までの3カ年平均)  
 2 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。  
 3 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。  
 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ年平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(イ) 期末手当・勤勉手当

東 京 都	参 考 (東京都の知事部局等)
1人当たり平均支給額(29年度) 1,554千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,836千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.48)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.48)月分
勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。